

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和5年3月31日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	附則第1項から 附則第6項まで 及び附則第19 項	地方税法附則第15条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備するもの。	令和5年4月1日